(昭和47年9月30日条例第25号)

改正 昭和 52 年 3 月 29 日条例第 1 号 平成 10 年 3 月 27 日条例第 1 号 平成 14 年 3 月 26 日条例第 1 号 平成 15 年 3 月 13 日条例第 3 号 平成 16 年 3 月 26 日条例第 5 号 平成 18 年 10 月 10 日条例第 37 号 平成 20 年 3 月 26 日条例第 4 号 平成 22 年 3 月 26 日条例第 2 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に 基づき、銚子市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営に関し 必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合的かつ基本的な計画に関する事項について調査及 び審議するため、審議会を置く。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 公共的団体等の役職員
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を行なう。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策企画部企画課において所掌する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月29日条例第1号) この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月27日条例第1号) この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月26日条例第1号) この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 13 日条例第 3 号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 5 号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 10 日条例第 37 号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日条例第 4 号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日条例第 4 号) (施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。 (銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年銚子 市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則(平成22年3月26日条例第2号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。